

交渉の議事要旨

課所等名	開催日時	開催場所	出席者		議題	発言概要	配布された文書等
			当局	職員団体			
施設整備課	平成26年8月8日(金) 17:30～17:45(15分間)	釧路地方合同庁舎 8階通信機械室	施設整備課 課長 楠美 宗城	全北海道開発局労働組合釧路支部 施設整備課分会 執行委員長 千田 淳 副執行委員長 白井 孝司 書記長 伊藤 政幸	・当課における超過勤務の縮減について	○職員団体側から ・超過勤務の縮減に努めるとともに、職員の健康管理に十分目配りをお願いする。 ○当局側から ・職員の健康を害しないように考慮し、今後とも、きめ細かな業務の進行管理を行い、超過勤務の縮減に努めていきたい。	別紙1
公物管理課	平成26年8月28日(木) 12:05～12:20(15分間)	釧路地方合同庁舎 5階公物管理課資料室	公物管理課 課長 菅 雅弘	全北海道開発局労働組合釧路支部 公物管理課分会 執行委員長 牛嶋 誠一 書記長 鈴木 宏作 執行委員 佐藤 強二	・当課における超過勤務の縮減について	○職員団体側から ・職員の健康管理に影響があることから、超過勤務の縮減に向けてしっかりと取り組んでいただきたい。 ○当局側から ・今後とも業務運営の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うなど、超過勤務の縮減に努めていきたい。	別紙2
経理課	平成26年10月27日(月) 17:25～17:40(15分間)	釧路地方合同庁舎 6階防災対策室	経理課 課長 長野 豊 課長補佐 川崎 義宏	全北海道開発局労働組合釧路支部 経理課分会 執行委員長 本保 秀人 書記長 舘田 宏明	・当課における超過勤務の縮減について ・当課におけるメンタルヘルスに関する復職支援等の推進について	○職員団体側から ・スタッフ間で業務の偏りが見られることから、業務の平準化を図っていただきたい。 ○当局側から ・適正な業務配分に努め、業務の平準化を図っていただきたい。 ○職員団体側から ・メンタル系疾患を発症させないよう、職員の健康状態に十分注意願いたい。 ○当局側から ・今後とも職員の勤務状況及びメンタル面を含めた健康状態に十分注意していきたい。	別紙3

交渉議題に係る回答メモ
(2015年度勤務条件改善に関する要求)

平成26年8月8日

1. 当課における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めてまいりたい。

交渉議題に係る回答メモ
(2015年度勤務条件改善に関する要求)

平成26年8月28日

1. 当課における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めてまいりたい。

交渉議題に係る回答メモ
(2015年度勤務条件改善に関する要求)

平成26年10月27日

1. 当課における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めてまいりたい。

2. 当課におけるメンタルヘルスに関する復職支援等の推進について

職員の心身の健康の保持増進については、業務を円滑に遂行していく上で重要な事項である。

特に、心の健康づくりについては、職員とのコミュニケーションの強化に努め、日頃からメンタル面を含めた職員の健康状態に十分注意を払うとともに、メンタルヘルス教育の実施や心の健康に関する情報の提供などにより職員の理解と知識を深め、ストレスチェックの実施やカウンセリング制度・健康管理医（精神科医）による心の健康相談の利用促進を図ることにより、心の不調の予防と早期発見・早期対応に努めていく考えである。

また、長期に亘って病氣療養した職員については、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。